

## 1 本庁舎・第2庁舎の現状とこれまでの取組について

### (1) 経緯

昭和13年2月 本庁舎本館竣工

昭和34年8月 本庁舎北館竣工

昭和36年8月 第2庁舎竣工

平成15年度 耐震診断実施

※ 本庁舎及び第2庁舎（以下「本庁舎等」という）の耐震性能が「Is値0.3未満」であることが判明

平成18年度 耐震補強調査（Is値0.9）の実施

※ 本庁舎等をIs値0.9（大地震動後も構造体の補修をすることなく使用できる）へ補強する場合、施設利用の制約が非常に大きくなることが判明

平成19年度 「川崎市耐震改修促進計画」及び「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」策定

※ 「特定建築物及び重要建築物のうち耐震対策が未了の建築物について、平成27年度末までに耐震化率100%を実現」が目標

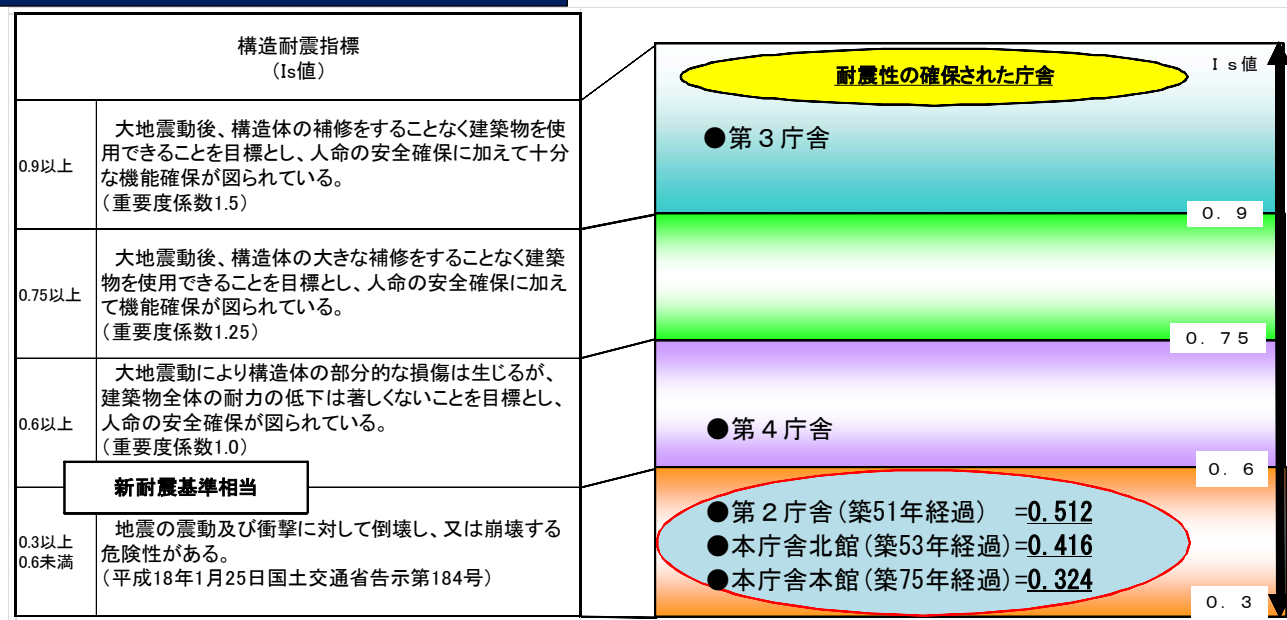
平成20年度 緊急耐震補強工事完了

※ 本庁舎等の耐震性能を「Is値0.3以上0.6未満（地震の震動等に対して倒壊又は崩壊の危険性がある）」へ改善  
⇒【本庁舎本館 0.15 → 0.324、本庁舎北館 0.10 → 0.416、第2庁舎 0.21 → 0.512】

平成23年3月 東日本大震災

※ 本庁舎等において、クラック・漏水・天井からの部材落下等が発生

### (2) 現状の耐震性能



本庁舎及び第2庁舎は、大規模地震（震度6強～震度7程度）の際に大きな被害を受ける可能性があります。  
行政機能・議会機能を喪失する可能性があり、その場合、市民・企業の生活再建・復興が遅れることとなります。

本庁舎等の耐震対策に向けた検討を開始

### (3) 平成24年度の取組

① 本庁舎等耐震対策検討委員会による検討

● 庁内の検討委員会において、現在の課題の抽出、庁舎のあるべき姿の整理、耐震対策案の比較・分析等を行い、報告書としてまとめました。

② 耐震補強調査（Is値0.6）の実施

● 本庁舎等をIs値0.6へ耐震補強する場合の調査を実施しました。結果は、次のとおりです。

	工法	工法の可否	工期(月)	金額(千円)	判定	判定理由等
本庁舎本館	在来型	△	57	1,706,280	×	耐震補強を行うためには、杭・基礎の更新が不可欠であり、地下階の使用ができず、受変電設備・空調設備等の撤去を要する。また、既存基礎・杭部分の詳細が不明なため、工期・工法に不確実性がある。
	外付け架構型	△	57	1,950,830	×	建物の変形性能が乏しく、制震効果が得られない。
	制震型	×			—	敷地境界・接続建物との距離が近く、免震のクリアランスを取ることが困難
本庁舎北館	在来型	△	57	1,050,940	×	耐震補強を行うためには、杭・基礎の更新が不可欠である（受変電設備・空調設備等は本館に依存）。また、既存基礎・杭部分の詳細が不明なため、工期・工法に不確実性がある。
	外付け架構型	△	57	1,418,320	×	建物の変形性能が乏しく、制震効果が得られない。
	制震型	×			—	敷地境界・接続建物との距離が近く、免震のクリアランスを取ることが困難
第2庁舎	在来型	○	35	427,060	○	耐震補強を行うために、杭・基礎の更新は不要である。
	外付け架構型	×			—	柱が外壁に面していないため、外付け架構の設置は困難
	制震型	×			—	制震部材の設置箇所数が多く、室の利用に大幅な制約が生じる。
	免震型	×			—	敷地境界との距離が近く、免震のクリアランスを取ることが困難

★ ①②の検討を踏まえ、今後の取組に関する基本的な考え方を決定しました。

① 本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想の策定について

● 学識経験者と市民代表からなる委員会を設置し、本庁舎及び第2庁舎の抜本的な対策について御議論いただき、その御意見を踏まえ、平成25年度中に「本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想」を策定する。  
● 平成26年度以降、「基本構想」をもとに耐震対策に取り組んでいく。

② 当面の安全確保・機能維持対策について

● 本庁舎については、補強工事が難しいことから、「基本構想」の中で検討する。  
● 第2庁舎については、暫定的な対策として、新耐震基準相当・Is値0.6の確保を目指し、平成27年度末までに耐震補強工事を行う。

## 2 平成 25 年度の検討について

### (1) 「本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想」の策定

本庁舎及び第 2 庁舎の庁舎建替を含む抜本的な対策について、将来展望を見据えて、市庁舎に求められる役割と必要な機能を整理した上で、どのような手法をとるべきかなど、基本的な方向を定め、「本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想」として策定します。

「基本構想」の策定にあたっては、学識経験者と市民代表からなる「本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想検討委員会」において、庁内での検討結果をもとに御議論いただき、その御意見を踏まえて「基本構想（案）」をまとめ、パブリックコメントにより市民意見を聴取した上で、平成 25 年度中に「基本構想」として策定します。

#### 【検討事項】

#### 1 市庁舎に求められる役割と必要な機能について

災害対策機能（耐震性能、業務継続性等）、適正な庁舎規模、施設機能（エコ化への対応、ユニバーサル化への対応、多目的ホールの設置等）など、市庁舎に求められる役割と必要な機能について、「川崎市の意思決定上の拠点・災害応急対策活動の拠点」という視点で検討します。

#### 2 とるべき対策手法について

「機能等の視点」（役割と機能が実現できるか）、「コストの視点」（イニシャルコストだけでなく、ランニングコストを含むライフサイクルコスト）、「実現可能性の視点」によりとるべき対策手法（建替を行うべきか）について検討します。

#### 3 市庁舎の立地場所について

「川崎市の意思決定上の拠点・災害応急対策活動の拠点」として、どこに立地するべきかについて、「交通機関のアクセス」、「緊急輸送路の状況」、「商業・業務機能の集積度」、「既存施設の活用」の視点で検討します。

#### 4 その他

文化財的価値、シンボル性、川崎という都市における市庁舎のあり方 など

### (2) 本庁舎の当面の安全確保・機能維持対策

抜本的対策を完了するまでには期間を要することから、万が一の地震に備え、人命の安全確保と行政機能維持のための対策を早急を実施する必要があります。

（改正）耐震改修促進法（平成 18 年 1 月施行）に基づき策定された川崎市耐震改修促進計画において、平成 27 年度末までの耐震化完了を市の目標としていることから、平成 27 年度末までに何らかの対策をとる必要があります。

- 耐震補強工事が困難なため、第 3 庁舎の活用と併せて、仮移転（退去）の検討が必要です。
- 本庁舎に入居する全部局が退去すると、年額約 5 億円の民間ビル賃借料負担が発生すると試算しています。

### (3) 検討体制

#### ◎本庁舎等耐震対策検討委員会（内部委員会）

- ◆ 委員長・・・砂田副市長 ◆ 副委員長・・・三浦副市長、齋藤副市長
- ◆ 委員・・・総務局長、総合企画局長、財政局長、市民・こども局長、まちづくり局長

#### ◎本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想検討委員会（外部委員会）

- ◆ 学識経験者（都市計画、建築、防災）・・・・・・ 3 名
  - ◆ 市民団体からの推薦・・・・・・ 6 名
  - ◆ 公募・・・・・・ 2 名
- ※委員会は公開とし、会議録・資料を公表することで、市民との情報共有を図ります。

外部委員会の御意見をもとに内部委員会で「基本構想（案）」をまとめ、外部委員会での確認後、庁内の意思決定手続きを経て公表し、「基本構想」を策定します。

### (4) スケジュール

平成 26 年度から基本構想に基づく対策を実施するため、9 月頃（予算要求時期）までに「基本構想」の骨子をまとめ、1 月（予算編成時期）には基本構想として策定するスケジュールを進めます。

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成26年度	平成27年度
本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想（案）の策定							パブコメの実施	基本構想の策定			本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想に基づき対策を実施	
本庁舎の当面の安全確保・機能維持対策（仮移転等）の検討												